

淨化槽保守管理

仕様書

目 次

I . 一般仕様	
1. 作業名称	----- P. 1
2. 作業概要	----- P. 1
3. 作業範囲	----- P. 1
4. 作業場所	----- P. 1
5. 作業用電力および水	----- P. 1
6. 納期	----- P. 1
7. 支給品	----- P. 1
8. 管理区域作業の有無	----- P. 1
9. 検収条件	----- P. 1
10. 協議	----- P. 1
11. 不具合箇所等の処置	----- P. 2
12. 緊急時の処置	----- P. 2
13. 適用法規、規格及び基準等	----- P. 2
14. 登録、許可、資格等	----- P. 2
15. 品質保証	----- P. 3
16. 安全管理	----- P. 3
17. 環境保全	----- P. 3
18. 資材の調達	----- P. 3
19. 検査員及び監督員	----- P. 3
20. 提出書類	----- P. 4
II . 技術仕様	----- P. 5
III. 添付資料	
1. 別表－1	点検対象浄化槽一覧(1)、(2)

I. 一般仕様

1. 作業名称

浄化槽保守管理

2. 作業概要

当該作業は、浄化槽法に基づき大洗原子力工学研究所構内に設置されている浄化槽について、点検を実施し設備の機能維持を図る。

3. 作業範囲

保守点検 一式
立会（定期検査及び汲取り清掃） 一式

4. 作業場所

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所（以下「機構」という）構内

詳細は、別表－1 「点検対象浄化槽一覧表(1)、(2)」による。

5. 作業用電力及び水

本作業で使用する電力及び水は、無償とする。ただし、節電、節水に努めるとともに使用については承諾を得ること。支給点については機構が指定する。

6. 納期

令和 9 年 3 月 31 日

7. 支給品

有 (消毒剤) 無

8. 管理区域作業の有無

有 無

9. 検収条件

点検作業完了の確認及び点検報告書の受領をもって検収とする。

10. 協議

本仕様書に記載のない場合または疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し決定する。

11. 不具合箇所等の処置

- ① 点検作業時に発見された軽微な不具合または故障については、原因調査及び補修を行うものとする。
- ② 点検で異常があったものについては、手持ち部品または予備品等の機材の許す範囲内の調整修理を行うものとする。但し、重故障または機材の不足等で修理できない部分については別途協議する。
- ③ 点検作業に起因する第三者の苦情処理及び損害復旧については、監督員と協議し、請負者の負担と責任により作業要領書（補修報告書）を作成し遅滞無く実施すること。
- ④ 点検作業中に発見された不具合で、機構が行う設備の調査等について協力すること。

12. 緊急時の処置

- ① 災害及び事故が発生した場合は、人命を最優先するとともに二次災害の防止に努め、緊急時連絡体制表等により、関係箇所に連絡する。また、速やかにその経緯等（日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急処置、その後の対策等）を監督員に報告すること。
- ② 火災・人身事故等が発生した場合は、機構の定める安全管理仕様書に則ること。
- ③ 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

13. 適用法規、規格、基準等

- ・労働安全衛生法、同施行令及び関係法規、諸規定
- ・浄化槽法、同施行令及び関係法規
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び関係法規
- ・茨城県条例、同施行令及び関係法規、諸規定
- ・機構規定類

14. 登録、許可、資格等

点検に必要な登録、許可、資格等の写しを提出すること。

15. 品質保証

- ① 本作業に係る請負企業の品質保証について、品質マネジメント計画書の提出を求めた場合には、請負企業は速やかに同計画書を提出すること。
- ② 品質マネジメント計画書に記載された内容を確認するため、請負企業に対する品質保証監査を機構が実施する場合は、これに協力すること。

16. 安全管理

- ① 請負企業は、安全作業要領書等（安全教育、一般安全など）を監督員に提出し承諾を得ること。
- ② 作業現場の安全管理は、法令及び機構制定の安全管理仕様書に従い、請負企業の責任において自主的に行うこと。

- ③ 構内又は構外において作業を行う場合は、機構の定める作業責任者等教育を終了した者を、作業責任者として選任すること。

17. 環境保全

- ① 作業上で使用する化学製品の取扱いにあたっては、必要に応じ当該製品の製造所が作成した安全データシート (SDS) を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。また、監督員に SDS の写しを提出すること。
- ② 請負人は、機構で実施している「環境配慮管理規則」に基づく環境配慮活動に協力すること。

18. 資材の調達

請負企業は、作業で使用する建設機械等及び提出図書等で使用する物品について「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を遵守し、再生品の使用・省エネ対応に配慮した調達に努めること。

19. 検査員及び監督員

- ① 一般検査検査員 財務契約部（大洗駐在）
② 点検作業監督員 運営管理部工務課長

20. 提出書類

請負企業は、次表に示す図書を遅滞なく提出すること。

(■印のものを提出すること。)

図書名	部数	期限	摘要
■ 作業安全組織・責任者届	1	契約後 7 日以内	機構指定書式による
■ 総括責任者届	1	〃	〃
■ 現場責任者届	1	契約後 7 日以内	（現場責任者の兼務可） 機構指定書式による
■ 着工届	1	〃	〃
■ 年間工程表	1	契約後 14 日以内	
□ 品質マネジメント計画書	1	〃	
■ 詳細工程表	1	着手 21 日前	
■ 作業関係者名簿	1	〃	機構指定書式による
■ 委任又は下請負届	1	〃	〃
■ 一般安全チェックリスト	1	〃	〃
■ リスクアセスメントシート	1	〃	〃
■ 点検要領書	1	〃	
■ 校正記録表	1	〃	
□ 検査申請書	1	〃	
□ 試験成績書	1	その都度	
■ 打合せ議事録	1	〃	
□ 終了届	1	〃	機構指定書式による
□ 点検写真	2	〃	
■ 点検報告書	2	点検後 14 日以内	
□ 調達要求事項の適合状況確認書	1	〃	
■ 作業日報	1	作業日毎	機構指定書式による
■ 官公庁又は所内手続き等書類	※	その都度	機構の指示するもの

(※監督員の指示する部数)

【提出場所】

日本原子力研究開発機構 大洗原子力工学研究所 運営管理部 工務課

II. 技術仕様

1. 対象設備及び点検周期

対象設備及び点検周期は、別表－1 「点検対象浄化槽一覧表(1)、(2)」に示す。

2. 保守点検内容

- ① 定期的に浄化槽を点検し、正常な状態で機能するよう管理すること。
なお、点検項目は、環境省関係浄化槽施行規則第2条「保守点検の技術上の基準」による。
- ② 消毒剤の補給は、点検時に滞り無く行うこと。
なお、消毒剤は、支給する。
- ③ ばっ氣用プロワのオイル交換（1回／年）を実施する。また、点検時にオイルが不足している場合は、オイルを補給する。（対象設備は「点検対象浄化槽一覧表(1)、(2)」による。）
なお、Vベルトに亀裂が入った場合及び著しく磨耗した場合は、交換する。
- ④ オイル交換の廃油は、請負業者の責任において処分すること。
なお、処分方法については、監督員の確認を得ること。
- ⑤ 点検終了後、速やかに点検報告書（2部）を提出すること。
- ⑥ 点検の結果、水質が望ましい範囲を外れた場合は、機構に報告し応急処置を行う。
- ⑦ 浄化槽法新11条に基づく法定検査の採水を行うこと。

3. 立会い

指定検査機関の行う浄化槽法第11条に基づく法定検査（令和8年度対象設備）及び浄化槽の清掃{汚泥引抜き作業（令和6度対象設備実績：237.8m³、延べ21基）}に立会う。

4. 水質検査

中央排水処理施設浄化槽（ヨミヅラ）に設置されている浄化槽については、年1回指定検査機関で次の項目について処理水を分析しデータを提出する。

なお、実施時期については、別途打合せによる。

- ・水素イオン濃度（pH）
- ・浮遊物質量（SS）
- ・生物化学的酸素要求量（BOD）

5. 提出書類

点検に必要な登録、資格等の写しを作業開始前までに提出する。

なお、その他の書類については、一般仕様「20. 提出書類」による。

- ・浄化槽保守点検業者の登録（浄化槽法第48条）を有していること。
- ・浄化槽管理士免状（浄化槽法第45条）を有していること。

6. その他

- ① 净化槽の故障、異常が発生した場合、迅速に対応するため連絡先を定め機構に通知すること。
- ② 净化槽の清掃（汚泥引抜き作業）は、本契約に含まない。
- ③ 保守点検作業は、原則2人以上で実施する。
- ④ 固体廃棄物前処理施設の浄化槽については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者が酸素濃度及び硫化水素濃度を測定し、安全を確認後ピット内へ入ること。
なお、酸素濃度測定に使用する測定器は、定期に校正された機器を使用する。
- ⑤ 端子部の緩みの点検について
 - a 端子部に有害な変形、変色がないことを確認する。
 - b 端子部に緩みがないことを触手により確認する。また、合いマークがある端子部は、マークにずれが生じないことを確認する。緩みがある場合は増し締めし、端子部に合いマークを施す。
 - c 取付ボルトの脱落、配線の外れがないことを確認する。取付ボルトの脱落、配線の外れがある場合は、端子部を適正なボルトにて締め付けし、合いマークを施す。
 - d 圧着端子が変形、加工されていないこと及び圧着端子が端子台プレートの接触面に確実に接続されていることを目視により確認する。
- ・絶縁抵抗測定や各種試験等において、電源ケーブルを離線し再度接続する場合は、圧着端子を端子台プレートの接触面に確実に接続し、緩みがないよう締め付けを行うこと。また、端子部には合いマークを施すこと。

以上

点検対象浄化槽一覧表（1）

別表-1

番号	設置場所	人槽	点検周期	処理方式	メーカ及び型式	プロワ	備考
1	中央排水処理施設浄化槽（ヨミガエ）	500	2W	接触ばつ気	合併 アムズ(株)	BH65×2※, BSR32×1※	
2	照射燃料試験施設(AGF)	40	1M	散水ろ床	単独 本槽（汚水槽含む）		
3	重水臨界試験室建家(DCA)	5	1M	分離ばつ気	〃 久保田鉄工(株) K-100	EcoMac40	
4	高速炉安全性第2試験室(F安第2)	5	1M	嫌気濾床、生物濾過	合併 クボタ(株) HY-5	LA-80A	
5	高速炉安全性第3試験室(F安第3)	46	1M	全ばつ気	単独 西原ネオ工業(株) AR-30a	XP-80	
6	高速炉安全性第4試験室(F安第4)	30	1M	全ばつ気	〃 フジクリーン工業(株)	AP-40P	
7	第一車庫	10	1M	全ばつ気	〃 日立化成工業(株) ハバッキー	EcoMac40	
8	交流棟	70	1M	全ばつ気	〃 佐藤工業(株) サンクリーン B-70	LP-120H	
9	照射燃料集合体試験施設(FMF)	50	1M	分離接触ばつ気	〃 フジクリーン工業(株) EI-50	LP-120H	
10	照射材料試験施設(MMF)	46	1M	全ばつ気	〃 西原ネオ工業(株) AR-30a	XP-80	
11	第2照射材料試験施設(MMF-2)	10	1M	分離接触ばつ気	〃 日立化成工業(株) ハバッキー KR-5	MAC-40N	
12	固体廃棄物減容処理施設(OWTF)	30	1M	接触ろ床方式	合併 フジクリーン工業(株) CE-30	EcoMac200, EcoMac30	
13	運転管理棟	200	2M	分離ばつ気	単独 フジクリーン工業(株) APS-200	HC-250×2※, SD-120, FD-250 s ※	三次処理付
14	高速実験炉「常陽」主冷却機建家	40	2M	全ばつ気	〃 北国設備工業(株) HO-40V	LA-40C	
15	第1使用済燃料貯蔵建家	10	2M	全ばつ気	〃 小松化成(株) サミット100型	LA-40C	
16	第2使用済燃料貯蔵建家	5	2M	分離接触ばつ気	〃 西原ネオ工業(株) ST-25	LA-40C	
17	固体廃棄物前処理施設(WDF)	15	1M	平面酸化	〃 西原ネオ工業(株) SB-15		
18	廃棄物処理建家	7	2M	分離ばつ気	〃 西原ネオ工業(株) SR-7	LA-40E	
19	消防車庫	7	1M	分離接触ばつ気	〃 積水化学工業(株) CB-III	SLL-30	
20	「常陽」警備所	5	1M	嫌気濾床、生物濾過	合併 日立ハウステック(株) KGF2-5型	UhiMB100	
21	J M T R 機械室	5	1M	平面酸化	単独 低床		
22	応用工学建家	40	1M	散水ろ床	〃 本槽		
23	J M T R 居室実験室	150	1M	散水ろ床	〃 本槽		
24	北受電所	10	2M	分離接触ばつ気	〃 西原ネオ工業(株) SB-10	LL-30	
25	安全情報交流棟	40	1M	分離接触ばつ気	合併 西原ネオ工業(株)	VH-250×2 ※	

注1) 点検周期のWは週、Mは月を表す。

注2) ※印はプロワのオイル交換対象機器を示す。

点検対象浄化槽一覧表（2）

番号	設置場所	人槽	点検周期	処理方式		メーカ及び型式		プロワ	備考
26	安全管理棟	16	1M	分離接触ばっ気	単独	西原ネオ工業(株)	SB-16	LL-30	
27	廃液処理棟	5	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-5	LL-20	
28	環境技術開発センター建家	90	1M	平面酸化	〃	西原ネオ工業(株)	TM-100		
29	β ・ γ 固体処理棟 I	5	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-5	XP-40	
30	燃料研究棟	16	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-16	AP-60F	
31	α 固体処理棟	8	1M	平面酸化	〃	西原ネオ工業(株)	ST-18		
32	除染施設	10	1M	平面酸化	〃	西原ネオ工業(株)	ST-20		
33	管理機械棟	50	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-50	EL-80	
34	北門警備詰所控室	5	1M	平面酸化	〃	西原ネオ工業(株)	ST-15		
35	物品倉庫	5	1M	平面酸化	〃	西原ネオ工業(株)	ST-15		
36	J M T R 警備詰所	5	1M	平面酸化	〃	西原ネオ工業(株)	ST-15		
37	除染処理試験棟	5	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-5	LL-20	
38	β ・ γ 固体処理棟III	5	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-5	SLL-30	
39	管理棟（厚生ハウス）	36	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-36	MAC60R	
40	高温工学試験研究炉建設管理棟	36	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-36	LA-60	
41	HTTR原子炉施設	50	1M	分離接触ばっ気	〃	西原ネオ工業(株)	SB-50	LL-80	
42	北門警備詰所	5	1M	担体流動接触ばっ気	合併	クボタ(株)	HY-5	LL-80	
43	JMTR安全管理棟建家	14	1M	嫌気ろ床担体流動ろ過	〃	クボタ(株)	HC-14B		
44	北構内売店	8	1M	分離接触ばっ気	単独	西原ネオ工業(株)	SB-8	LL-30	
45	中央警備所	18	1M	接触ろ床方式	合併	フジクリーン工業(株)	CV-18	EcoMac200	

注1) 点検周期のWは週、Mは月を表す。

注2) ※印はプロワのオイル交換対象機器を示す。